

平成25年度第2回習志野市福祉有償運送運営協議会会議結果（要約）

日 時 平成26年2月25日（火） 午前10時～11時15分
場 所 教育委員会 1階大会議室
出席者 藤井 敬宏 委員（会長）、広瀬 猛 委員（副会長）、
毎熊 紘行 委員、佐藤 邦彦 委員、池田 和弘 委員（代理出席）
松井 秀明 委員、海老原 金雄 委員、小野寺 明美 委員、
伊藤 徳廣 委員、鈴木 美代子 委員、眞殿 弘一 委員
（事務局）保健福祉調整課長 上原
保健福祉部主幹 児玉
障がい福祉課 篠塚
保健福祉調整課 星野、菊池
傍 聴 人 なし

1. 開会

2. 保健福祉部長挨拶

3. 委嘱状交付 他

ご来庁時に直接手渡しさせていただいている旨説明

委員及び職員紹介

会長及び副会長選出（会長：藤井敬宏委員 副会長：広瀬猛委員）

4. 議事（進行：藤井会長）

（1）更新登録申請について

①福祉有償運送の必要性について

事務局「福祉有償運送の必要性について」資料に沿って説明

【質疑】

A委員

内部障がいとはどのような障がいのことか。

障がい福祉課係長

心臓機能障がいや腎臓機能障がい、肝機能障がい等のことである。

会長

高齢者のタクシー券は、どのくらい配布されているのか。

保健福祉部主幹

月3枚、年間36枚交付している。

「福祉有償運送の必要性について」 【承認】

②更新登録申請について

○特定非営利活動法人じょいんと （松井委員は更新団体所属のため退席）
（事業者入室）

事務局が「特定非営利活動法人じょいんと」の更新登録申請について「福祉有償運送要件確認票」に沿って説明後、事業者が、福祉有償運送申請団体要件確認票のNO2事業内容の「運送の対象」欄に記載されている者のうち、本協議会での確認事項となっている、ハ 要支援認定者及び、ニ その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者の状況について説明

事業者

障がいを持つ方の運転者への強いこだわりや危険を伴う行為、急に暴れたり大声を出したりすることがあるので、同乗者のみならず運転者へも専門的な知識が求められる。

このような公共交通機関における移動が困難な方へ対し、福祉有償運送を行うことで外出支援、緊急時における送迎支援をたく申請した。

【質疑】

B委員

運送の対価について、4月から消費税が改正されることに伴う値上げの予定はあるか。

事業者

今のところは考えていない。

B委員

運送の対価を変更する場合は、協議会にかける必要があるので注意が必要。

会長

運転者の中で、運転記録証明書中、いくつか違反があるが、これらは、有償運送の搬送中に起きたものか、それ以外でのものか。

事業者

搬送中及び行き帰りのときである。それに関しては、厳重注意で対応している。

会長

厳重注意とのことだが、再発防止策について何か取り組みはしているか。

事業者

厳重注意のみである。

(事業者退出)

採決(千葉運輸支局の委員及び団体所属委員は不参加) 挙手多数 【承認】

会長

事故等に対しては、他の地区においても、福祉有償運送の中で事故が起きている例がある。その中で、法的にあってはならない違反等に対して、運行管理の管理責任者が嚴重注意だけではなく、お客様をお預かりして移動しているという意識をもち、管理体制の強化をきちんと対応してほしいということ要望事項として加えていただきたい。

(退席委員、入室)

○特定非営利活動法人福祉のとも・あゆみ
(事業者入室)

事務局が「特定非営利活動法人福祉のとも・あゆみ」の更新登録申請について「福祉有償運送要件確認票」に沿って説明後、事業者が、福祉有償運送申請団体要件確認票のNO2事業内容の「運送の対象」欄に記載されている者のうち、本協議会での確認事項となっている、ハ 要支援認定者及び、ニ その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者の状況について説明

事業者

介護認定を受けている方は毎月増えている。要支援の方も増えている。障がいの認定は受けていないが高齢で移動が困難な方に関しては、役員会で承認して登録をしていただいている。
自家用車の持ち込みという形で行っているため、運転者が少ないのが悩みである。需要は確実に増えている中、運転者の要件が緩和されると非常に楽になる。

【質疑】

B委員

運送の対価について、4月から消費税が改正されることに伴う値上げの予定はあるか。

事業者

現在の消費税5%の中では、ガソリン代もなんとか対応できていたが、今回の消費税の改正に関しては、全体的に料金が上がるので、その原価分だけでも運輸支局に申請し、許可が出たら、料金改定をしたい。

B委員

運送の対価については、運輸支局に届けるのではなく、協議会にかける必要がある。4月以降変更となると、この協議会で委員の皆様の承認が必要となる。

事業者

事業者としては値上げの希望はあるが、利用者の声を聞かずに勝手に変えるわけにはいかないため、今回の運営協議会にはかけられなかった。

B委員

今後、対価を変更したい場合は、協議会を開き、委員の皆様に承認を得る必要がある。

C委員

今、事業者から「緩和されるといい」とあったが、料金のことなのか、運転手のことなのか。

事業者

運転者の要件のことである。以前に個人タクシー運転手をしていた92歳の方が、技術面、安全面では問題ないので、福祉有償運送の運転をしたいと申し出てきたが、年齢制限もあるため受けられないと断っている。高齢者ではあるが、運転の技術がよければ、その点は緩和されるといい。

会長

年齢に関しては、今回の申請の中で77歳のドライバーがいるが、75歳が警察の免許返納の目安となっている。高齢者のドライバーは、安全運転という観点からすると、免許を返納しなければいけない状況の中では、やはり国の法的な考え方に基づいて、人の命を預かる有償運送を考える必要がある。

年齢制限については、この協議会の中でも議論され意見がまとまっている。今回の77歳をどう考えるか、92歳という年齢もなかなか難しい要件である。必要だと思う方もいるだろうが、安全に担保しないといけない問題もあるということの一つの基準として考えていかなければならない。

A委員

利用料金の根拠を教えてください。

事業者

単価の根拠については、初年度の申請時に運輸支局にタクシー料金の2分の1以内の設定と伺い、それに準じた価格設定をした。初乗りは、3キロの地点でタクシー料金の2分の1となるように設定している。

D委員

運賃表の中で、待機料または介助料とあるが、必然的に10分につき200円がかかるのか。

事業者

病院まで送りそのまま帰る場合と院内で付き添う場合とがあり、その時の介助料である。

B委員

自動車の保険の中に1名分だけ自賠責保険のみとなっているが、任意保険は加入していないのか。

事業者

任意保険には加入している。追加で資料を提出する。

(事業者退出)

【協議】

A委員

事業者によって、提出資料の内容が違うのはなぜか。また、高齢者の運転等で心配な面がある場合は、資料の添付など義務付けていないのか。

事務局

即答しかねるので後ほど回答する。

C委員

先ほど、77歳、92歳という言葉が出ていたが、その辺りはどのように考えているのか。

会長

協議会としては、92歳に関しては高齢であるということで、更新申請があった時に運転を控えてほしいということ、依頼をして運転者としては登録されていない状況である。

C委員

事業者が、もう少し年齢を緩和してほしい、範囲を広くしてほしいというのは、やる人がいないということなのか。

会長

やる人がいないということと、やりたいけれどできないという人がいることで、何とか緩和してほしいという要望だと思う。

C委員

そうではなく、もともとの運転手の条件が厳しいから運転手が少ないということではないか。

会長

この場合は、2種免許を持たないと運転できないという要件ではない。きちんとした講習を受けていれば運転は可能である。事業者で車を持って運行する場合や個人の車を活用して運行する場合と、色々な方法がある。その中で、運転手の安全対応の講習ができて、介護要件を備えている、そ

ういう要件があれば運転はできる。ただ、今回の福祉のとも・あゆみにとっては、要件に合う運転手は年齢的なものが特に厳しくなっている。

C委員

そのようにも感じたが、大変なわりには料金が安いという感覚があるのか。当初、要綱などを踏まえた上で納得はしているのだろうが、個人的な考えでは、大変なわりには料金が安いという部分もあったのではないか。年齢については、先ほど議長が言ったようなことはあると思う。

会長

会員の方々の人数が若干増えている。増えてはいるが、それを賄えるだけの運転手が確保できていないという悩みがある。運賃の問題よりも運転手をどう確保するか、例えば障がいを持たれている方々は、顔が分かる運転手に安心して搬送してもらいたいものである。そのニーズに応えられる体制をどう組むかといったところの悩みだと思う。

75歳を超えたら運転はできないということを明文化してないが、協議会として、警察の免許返納の年齢といったところを考えた運転手の対応をしてほしいという要望を事業者には出している。

E委員

福祉有償運送は、利用者一人運転手一人が基準なのか。身体障がい者の方への介助は知識がある方がするのか。

会長

介助については、資格がないとできない。ストレッチャーが乗せられる車や車椅子がそのまま乗せられる車、それによって介助の仕方も違う。運転手は介助資格の講習を受けた方である。

事務局

先ほどの運転記録証明書の提出は必須ではない。今回、各事業者より提出のあった状態のまま資料とした。

会長

習志野市として、共通して審議できるような形で事業者に資料を求めた方が審議はスムーズにいくと思う。

個人情報に関連するものは、当日の机上配布し、回収という形なら、細かい情報も開示してもよいと思う。違反に関する資料に個人の名前が出てしまうことに関しては、違反状況等をきちんと協議会で説明してもらえれば、具体的な証明書を省略しても構わないと思う。

習志野市の福祉有償運送の協議会の中での一つの目安として検討してもらうことは各事業者には更新時に確認してもらっている。

採決（千葉運輸支局の委員は不参加） 挙手多数 【承認】

会長

今話した要件に関しては、75歳以上の年齢について、ぜひ守っていく方向で運転手の確保に努めてほしいこと、及び業務中に事故や違反等があったかどうかの確認をしてほしい。もし、違反等があれば管理運営体制について説明してもらいたいと思う。

○社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション津田沼
(事業者入室)

事務局が「社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション津田沼」の更新登録申請について「福祉有償運送要件確認票」に沿って説明後、事業者が、福祉有償運送申請団体要件確認票のNO2事業内容の「運送の対象」欄に記載されている者のうち、本協議会での確認事項となっている、ハ 要支援認定者及び、ニ その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者の状況について説明

事業者

生活クラブ風の村介護ステーション津田沼では、訪問介護を行っている。訪問介護サービスの延長として、外出支援が必要な方に関して、福祉有償運送ということで通院等の外出のお迎えをしている。基本的には事業所のサービス利用を対象としている。船橋市と習志野市にまたがっており、運転者は11名と多くなっているが、利用者は7名である。

【質疑】

B 委員

運送の対価について、4月から消費税が改正されることに伴う値上げの予定はあるか。

事業者

今回は変える予定はない。

B 委員

運送の対価を変更する場合は、協議会にかける必要があるので注意が必要。

会長

運転者がたくさんいるようだが、7名の搬送中に事故あるいは違反等が過去にあったか。

事業者

船橋市と習志野市と行っているが、今のところその事例はない。

A 委員

運転手が多く、船橋市の方も利用するということが、習志野市の利用者

が7名という認識でいいのか。船橋市もニーズは多いと思うので、利用者はかなり多いのではないか。全体的にどのくらい希望があり、利用しているのか教えてほしい。

事業者

船橋市は12、3名だと記憶している。常時利用する方はそんなに多くはない。突発的な利用が多い。

運転者も登録はしているが、事業所まで車を取りに来て利用者に乗せて行くので、利便性が悪いということもあり、常時、全員が運転しているわけではない。

A委員

輸送に関して、人が足りないという話を聞いたので、現状を知りたい。

事業者

事業所が持っている車が2台なので、やりくりの面で車とヘルパーの確保が難しい場合もあるので、曜日などご相談させていただいている状況である。

(事業者退出)

採決（千葉運輸支局の委員は不参加） 挙手多数 【承認】

5. 閉会